



三重県公報

令和3年8月24日 (火)

第 237 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
126	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	2
127	三重県会計規則の一部を改正する規則	(出納局)	2
告 示			
537	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	2
538	同件	(同)	3
539	同件	(同)	3
540	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(同)	4
海 調 委 告 示			
5	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員会)	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	(同)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文化振興課)	6
	落札者を決定した旨	(警察本部)	9

規 則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年八月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二百二十六号

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則（平成二十九年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの規定中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年八月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二百二十七号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（前金払）</p> <p>第五十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 感染症対策に要する経費（知事が別に定めるものに限る。）</p>	<p>（前金払）</p> <p>第五十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一～十四 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 537 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 23 年三重県告示第 445 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

表中

「

<p>甫母須野区域 （熊野漁業協同組合のうち甫母須野の地区）</p>	<p>① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）</p> <p>② 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業）</p> <p>③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外の</p>
--	---

	ものをいう。) ④ ①、②、③、さんま漁業、その他の棒受網漁業、雑魚定置漁業及び小型定置漁業以外の漁業
二木島区域 (熊野漁業協同組合のうち二木島の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ③ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ④ ①、②、③及び小型定置漁業以外の漁業

を
「

甫母須野区域 (熊野漁業協同組合のうち甫母須野の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型沿岸釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ③ 雑魚定置漁業 ④ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑤ ①、②、③、④、さんま漁業、その他の棒受網漁業及び小型定置漁業以外の漁業
二木島区域 (熊野漁業協同組合のうち二木島の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業

に改める。

三重県告示第 538 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 23 年三重県告示第 476 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

「

九鬼・早田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち九鬼及び早田の地区)	さんま漁業(総トン数 4 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用するものをいう。)及び雑魚定置漁業
-------------------------------------	---

を
「

九鬼・早田・梶賀浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち九鬼、早田及び梶賀浦の地区)	さんま漁業(総トン数 4 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用するものをいう。)及び雑魚定置漁業
---	---

に改める。

三重県告示第 539 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 25 年三重県告示第 643 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

梶賀浦・甫母須野・二木島区域 (三重外湾漁業協同組合のうち 梶賀浦の地区並びに熊野漁業協 同組合のうち甫母須野及び二木 島の地区)	雑魚定置漁業及び小型定置漁業
---	----------------

を削る。

三重県告示第 540 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名 称	区 域
特定のり 五ヶ所浦・中津浜浦・船越・内瀬浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦、中津浜浦、船越及び内瀬浦の地区
特定のり 阿曾浦・方座浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦及び方座浦の地区

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 5 号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

令和 3 年 8 月 24 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

- 共同漁業権漁場における制限
別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。
- 区画漁業権漁場における制限
区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。
なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。
- 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。
- 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。
- この指示の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号）	全 域	

	号、38号、39号、40号、41号、42号、43号、44号、46号、47号、49号、50号、51号、53号)		
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（海外）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 129 号）	一 部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一 部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 8 月 16 日から同年 10 月 31 日まで
- 3 作業地域

津市江戸橋三丁目、同市島崎町及び同市桜橋三丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 8 月 10 日から同年 11 月 30 日まで
- 3 作業地域
四日市市桜台一丁目、同市大字塩浜及び同市楠町北五味塚

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画地区計画
ウッドピア松阪地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
三重県総合文化センター非常用発電機分解整備
 - (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）までとします。
 - (4) 履行場所
三重県総合文化センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年9月21日（火）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 奥村
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒515-8570 三重県津市広明13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 太田
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年10月4日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年9月27日（月）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年10月4日（月）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年10月4日（月）14時30分

なお、入札書は令和3年9月28日（火）から同年10月4日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県環境生活部文化振興課拠点連携班
案件名 三重県総合文化センター非常用発電機分解整備

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年10月4日(月)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Emergency generator overhaul construction at Mie Center for Arts
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 14:30 on Monday, October 4, 2021.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, September 28, 2021 and 14:30 on Monday, October 4, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 14:35 on Monday, October 4, 2021.
- (4) Managing Authority :
Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年8月24日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1	特定役務の名称	IPR形警察移動無線通信システムの無線機（移動用無線機等）の購入
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係
3	落札者決定日	令和3年7月19日
4	落札者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28-12 三菱電機株式会社中部支社 支社長 中竹 春美
5	落札金額	入札価格 72,304,300円 契約金額 79,534,730円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和3年5月25日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>